



平成 24 年 1 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社ホリプロ
代 表 者 名 代表取締役社長 堀義貴
(コード番号 9667 東証第一部)
問 合 せ 先 専務取締役 安永 和男
(TEL. 03-3490-4601)

臨時株主総会及び普通株式を有する株主を構成員とする種類株主総会招集のための 基準日設定についてのお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 24 年 3 月下旬に開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）及び当社普通株式を有する株主を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といい、本臨時株主総会と本種類株主総会を併せて「本株主総会」といいます。）の招集のための基準日設定について、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本株主総会に係る基準日設定について

当社は、本株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、平成 24 年 2 月 14 日（火曜日）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本株主総会において議決権を行使することのできる株主とすることを決議し、以下のとおり当該基準日に関する公告（以下「本基準日設定公告」といいます。）をいたします。

なお、当社は、本株主総会を、平成 23 年 12 月 19 日（月）から平成 24 年 2 月 6 日（月）までを公開買付期間とする有限会社青春社（以下「公開買付者」といいます。）による当社の普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が成立したものの、公開買付者が当社普通株式の全て（ただし、公開買付者が所有する当社普通株式、当社の自己株式並びに堀威夫氏、堀義貴氏及び堀百合子氏が所有する当社普通株式を除きます。）を取得できなかったことを条件として開催することを予定しております。

- (1) 基準日 平成 24 年 2 月 14 日（火曜日）
- (2) 公告日 平成 24 年 1 月 30 日（月曜日）
- (3) 公告方法 電子公告（当社ホームページに掲載いたします。）

<http://www.horipro.co.jp>

2. 本株主総会の日程及び付議議案等について

平成 23 年 12 月 16 日付プレスリリース「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、当社は、本公開買付けが成立したものの、公開買付者が当社普通株式の全て（ただし、公開買付者が所有する当社普通株式、当社の自己株式並びに堀威夫氏、堀義貴氏及

び堀百合子氏が所有する当社普通株式を除きます。)を取得できなかったことを条件として、①当社において普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款変更を行うこと、②当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項(会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。)を付す旨の定款変更を行うこと、③当該普通株式の全て(当社の自己株式を除きます。)の取得と引き換えに別の種類の当社株式を交付すること、及び④当社定款第14条(定時株主総会の基準日)の規定を削除することに係る付議議案を含む本臨時株主総会を開催する予定です。

また、上記①が本臨時株主総会において承認され、上記①に係る定款変更の効力が発生すると、当社は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記②に係る定款変更の効力を生じさせるためには、会社法第111条第2項第1号に基づき、上記②に係る本臨時株主総会の承認に係る決議に加えて、本種類株主総会の決議が必要となります。そのため、当社は、本公開買付けが成立したものの、公開買付者が当社普通株式の全て(ただし、公開買付者が所有する当社普通株式、当社の自己株式並びに堀威夫氏、堀義貴氏及び堀百合子氏が所有する当社普通株式を除きます。)を取得できなかったことを条件として、本臨時株主総会の開催日と同日を開催日とし、かつ上記②に係る定款変更を行うことに係る付議議案を含む本種類株主総会を開催することを予定しており、本基準日設定公告により、本臨時株主総会のほか、本種類株主総会において議決権を行使することができる株主を定めるための基準日を設定しております。

なお、公開買付者が本公開買付けにより当社普通株式の全て(ただし、公開買付者が所有する当社普通株式、当社の自己株式並びに堀威夫氏、堀義貴氏及び堀百合子氏が所有する当社普通株式を除きます。)を取得した場合、本株主総会は開催致しませんので、上記基準日の指定は、基準日から3ヶ月が経過した時点をもってその効力を失います。

また、本株主総会の開催日時及び開催場所並びに付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

以 上